

2023年4月27日

お客さま各位

株式会社武蔵野銀行

投資信託に係る「契約締結前交付書面」の名称変更のお知らせ

平素より、武蔵野銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

現在当行では、投資信託のお申込時に「交付目論見書」及び「契約締結前交付書面」によるご説明を行います。今般、重要な情報をよりわかりやすくご提供するため、投資信託のお申込時の「契約締結前交付書面」を刷新し、名称を「目論見書補完書面」と変更いたします。

投資信託お申込の際は「交付目論見書」と「目論見書補完書面」をご確認の程、よろしくお願い申し上げます。
なお、既にご購入済の投資信託につきましては、お客さまのお手続きは不要です。

当行では、今後もお客さまの資産運用ニーズにお応えできる商品やサービスのご提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

<投資信託お申込時の書面名称変更にかかるご留意事項>

1. 対象書面

(旧)「契約締結前交付書面」 ⇒ (新)「目論見書補完書面」

2. 名称変更する日

[インターネットバンキング「むさしのダイレクト」でのお取引]

2023年4月28日(金)

[店頭でのお取引]

2023年5月10日(水)

本件に関してご不明点等がございましたら、お取引店もしくは下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

フリーダイヤル：0120-6342-14
受付時間 9:00～17:00
※土・日・祝日・12/31～1/3を除きます。

以上

- 投資信託は、預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではなく、当行で購入する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託はクーリングオフの適用はありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券など値動きのある金融商品を組み入れているため、基準価額が下落して、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されるお客さまに帰属します。
- 投資信託のご購入に際しては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）、及び目論見書補完書面（契約締結前交付書面）により商品内容を十分確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）は当行の本・支店等でご用意しております。
- 投資信託のお申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（最大3.30%、税込み）がかかるほかに、保有期間中は信託報酬等（最大2.42%、税込み）がかかります。また一部の商品は換金時に信託財産留保額（最大0.50%）が基準価額より差し引かれます。

【商号等】株式会社武蔵野銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第38号

【加入協会】日本証券業協会